平成２２年（フ）第１３５２号
福岡県糟屋郡宇美町宇美５丁目８番14号
債務者　赤木　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６４号
福岡市博多区東比恵４丁目２番13号
債務者　薗田　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７９号
福岡市南区寺塚１丁目４番６号
債務者　安田　由樹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８１号
福岡県糸島市前原北１丁目４番３―103号
債務者　田口美和子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４２９号
福岡市東区香椎１丁目12番28号
債務者　香月　伸子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４３号
福岡市南区塩原３丁目16番５号
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４４号
福岡市南区塩原３丁目16番５号
債務者　佐々木優美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５１号
福岡県糸島市南風台３丁目１番１号　201
債務者　清水　るみ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７４号
福岡県福津市中央２丁目15番11号
債務者　河村　信哉
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５６号
鹿児島県いちき串木野市湊町641番地２
債務者　迫　　浩幸
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目29番72―54号
債務者　山下　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目６番18号
債務者　大迫　良一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
茨城県龍ケ崎市佐貫町804番地セントラルコーポＡ棟101号室
債務者　寺田　光寿
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
茨城県龍ケ崎市佐貫町804番地セントラルコーポＡ棟101号室
債務者　寺田　　縁
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
茨城県龍ケ崎市5025番地６
債務者　新開　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
茨城県取手市桜が丘１丁目37番７号、居所茨城県古河市東山田2944番地813
債務者　馬場　由香
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
茨城県守谷市薬師台７丁目３番地１　コーポヒルラック６―101
債務者　阿部めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
茨城県稲敷市沼田2650番地180、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1976番地22
債務者　若泉　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係